

比較自治体の自治基本条例の体系

※■:各主体の責務等

	三重県伊賀市	長野県安曇野市	山梨県上野原市	福岡県太宰府市	福岡県古賀市	岩手県北上市	栃木県鹿沼市	岐阜県関市	滋賀県甲賀市	愛媛県四国中央市	三重県四日市市	三重県名張市	三重県志摩市	三重県亀山市	三重県鈴鹿市
条例名	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例
構成	7章58条	8章27条	8章16条	8章29条	5章18条	6章32条	6章15条	11章31条	6章31条	8章33条	8章25条	10章40条	9章33条	4章20条	6章26条
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
1章	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則
2章	情報の共有	市民の権利及び責務	まちづくりの基本原則	市民	市民等・議会・行政の役割	各種体の役割と責務	市民自治及び協働	基本原則	まちづくりの基本原則	市民	市民の役割	市民	市民	まちづくりの主体	まちづくりの基本原則
3章	市民の参加	市議会の役割及び責務	市民の権利	議会	まちづくりの基本的事項	市政運営	市政及び議会	市民の権利、役割及び責務	各種体の役割及び責務	議会	市の執行機関の役割	市議会	議会	まちづくりの基本原則	市民、市議会及び市の役割
4章	住民自治のしくみ	市の役割及び責務	市民の責務	市長等	行政運営	参画及び協働	情報の共有	議会の責務	まちづくりを推進する仕組み	市	市議会の役割	市長等	行政機関	この条例に基づくまちづくりの推進	まちづくりを推進する仕組み
5章	議会の役割と責務	市政運営	市と議会の責務	コミュニティ	実効性の確保	国、県及び他の自治体との関係	住民投票	行政の責務	行政運営	情報の共有	行政運営に関する基本姿勢	情報共有	情報の共有		行政運営
6章	行政の役割と責務	危機管理	まちづくりにおける市政運営	市民参画の原則		条例の見直し	条例の見直し	市政運営	条例の実効性の確保	市政への参画	市民投票	市政運営	参画及び協働		条例の推進及び見直し
7章	条例の見直し	区	交流と連携	市政運営の基本原則				情報の共有等		連携及び交流	条例の位置付け等	参画及び協働	市民自治活動		
8章		住民投票	その他	条例の見直し				参画及び協働		市民自治推進委員会の設置等	委任	最高規範性	他の団体及び関係機関との連携		
9章								国、県その他の自治体との協力等				国、三重県及び他の自治体との関係	条例の実効性を確保するしくみ		
10章								関市自治基本条例推進審議会				補足			
11章								その他							